

# 岡山県耐震改修促進計画

平成19年1月  
岡山県

# 目次

## はじめに

- 1 建築物の耐震化の必要性 . . . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . . . 1
- 3 計画の目的等 . . . . . 2

## 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況 . . . . . 4
- 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標 . . . . . 6
- 3 県が所有する建築物の耐震化の目標 . . . . . 7

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 . . . . . 8
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 . . . . . 8
- 3 耐震改修の実施を促すための環境整備 . . . . . 9
- 4 地震時の総合的な安全対策に関する事項 . . . . . 9
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 . . . . . 10
- 6 特定優良賃貸住宅等の活用に関する事項 . . . . . 11
- 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項 . . . . . 11

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震防災マップの作成・公表 . . . . . 12
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実 . . . . . 12
- 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催 . . . . . 12
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 . . . . . 12
- 5 町内会等の取組の推進 . . . . . 13
- 6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発 . . . . . 13

## 第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施

- 1 耐震改修促進法による指導等の実施 . . . . . 14
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施 . . . . . 14

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項 . . . . . 16
- 2 岡山県建築物耐震対策連絡会議のもとでの本計画の着実な推進 . . . . . 16
- 3 関係団体との連携 . . . . . 16
- 4 その他 . . . . . 16

## はじめに

### 1 建築物の耐震化の必要性

#### (1) 日本全土で大地震が頻発、東南海・南海地震の発生も切迫

平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖を震源とする地震にみられるように、日本全国で立て続けに大きな地震が発生しています。

特に発生の切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震等のプレート型の地震や都市直下型の地震については、ひとたび発生すると甚大な被害が発生すると考えられています。

岡山県では、過去に南海地震、鳥取地震、鳥取県西部地震等において大きな被害を受けています。また、本県の地震防災対策上重要と考えられる6つの地震（東南海・南海地震、大原断層の地震、中央構造線の一部による地震、鳥取県西部地震、第2鳥取地震、松江南方地震）についての本県が行った被害想定においては、県北部の一部で震度6強、また、県南部及び中部においても震度5強から5弱の揺れが発生するとされています。

中でも今後30年以内に60～50%の確率で発生するといわれている東南海・南海地震は、岡山県に甚大な被害をもたらすと想定されています。

#### (2) 阪神・淡路大震災では住宅・建築物の倒壊等によって甚大な人的被害が発生

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は5,502人ですが、この約9割の4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものであったとされています。

#### (3) 地震被害軽減には建築物の耐震化等への取組が不可欠

大地震の発生を阻止することは困難ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。

とりわけ、建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、火災の発生、多数の避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきや廃材の大量発生等の、被害拡大及び事後対策の増大の要因であることが判明しています。

建築物の耐震化などの地震防災対策の充実・促進が何よりも重要であるという理由がここにあります。

### 2 計画の位置付け

本計画は、「岡山県地域防災計画（震災対策編）」、「新おかやま夢づくりプラン」及び「岡山県建築物耐震対策等基本方針」を上位計画として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、

岡山県における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

また、本計画は、今後市町村が策定する耐震改修促進計画の指針としての性格を併せて有しています。

### 3 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。国が定めた基本的な方針では、東海地震及び東南海・南海地震の死者数等を半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標に掲げています。

本計画では、国が掲げる耐震化率の目標並びに県内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるとともに、県及び市町村が、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示し、もって耐震化の促進を図ることとします。

#### (2) 計画期間

本計画では、平成27年度を目標年次とし、県内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成18年度から10年間の建築物の耐震化の取組方針を定めます。

なお、本計画については、市町村耐震改修促進計画の策定状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に耐震化の目標等の見直しを行います。

#### (3) 耐震化を図る建築物

本計画では、特に耐震化を図る建築物として、次に掲げる施設のうち建築基準法等の耐震関係規定に適合していない「耐震強度が不足する建築物」を対象とします。

##### ア 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、県民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点からもその耐震化を積極的に促進します。

##### イ 特定建築物（耐震改修促進法第6条第1号から第3号 別紙1参照）

県・市町村の庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等の次に掲げる特定建築物は、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

(ア) 多数の者が利用する建築物

(イ) 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物

(ウ) 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

#### ウ 防災拠点となる公共建築物

岡山県建築物耐震対策等基本方針\*に定める「災害対策本部、地方本部及び現地对策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物(区分1)」及び「避難者及び傷病者の救援活動等の拠点となる建築物(区分2)」等の防災拠点となる公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。

\* : 岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要 別紙2 参照

## 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

本県に起こりうる大規模地震と地震発生時の人的・物的被害について、平成7年度、13年度に評価し、さらに、平成14年度に評価手法や各種データを新しい知見や追加データ等によって、見直し再評価を行っています。

各地震の人的・物的被害の想定結果は下表のとおりです。

人的・物的被害想定結果

項目		鳥取県西部地震 M=7.3	第2鳥取地震 M=7.2	松江南方地震 M=7.0	中央構造線の一部による地震 M=8.0	大原断層の地震 M=7.2	南海トラフの地震 M=8.6	
地震動	最大震度階級	6強	6強	5強	5強	6強	5強	
建物被害	木造大破 + 非木造大破	91 (0.01%)	502 (0.04%)	5 (0.00%)	5,934 (0.50%)	1,146 (0.10%)	8,819 (0.75%)	
	木造中破 + 非木造中破	1,595 (0.14%)	3,020 (0.26%)	14 (0.00%)	14,825 (1.25%)	11,573 (0.98%)	12,310 (1.04%)	
	合計	1,686 (0.14%)	3,522 (0.30%)	19 (0.00%)	20,759 (1.76%)	12,719 (1.08%)	21,129 (1.79%)	
ケースA	焼失棟数	0	12	0	58,068	69	86,668	
	人的被害	死者	0	2	0	486	9	821
		負傷者	47	262	0	15,407	527	25,422
		り災者	189	920	8	112,805	1,755	181,901
ケースB	焼失棟数	0	0	0	7	0	10	
	人的被害	死者	0	1	0	37	2	59
		負傷者	27	141	0	2,853	232	4,776
		り災者	189	918	8	10,623	1,751	13,779
ケースC	焼失棟数	0	1	0	7,863	2	18,917	
	人的被害	死者	1	2	0	443	6	617
		負傷者	52	282	0	14,792	464	20,134
		り災者	189	918	8	20,971	1,751	44,086

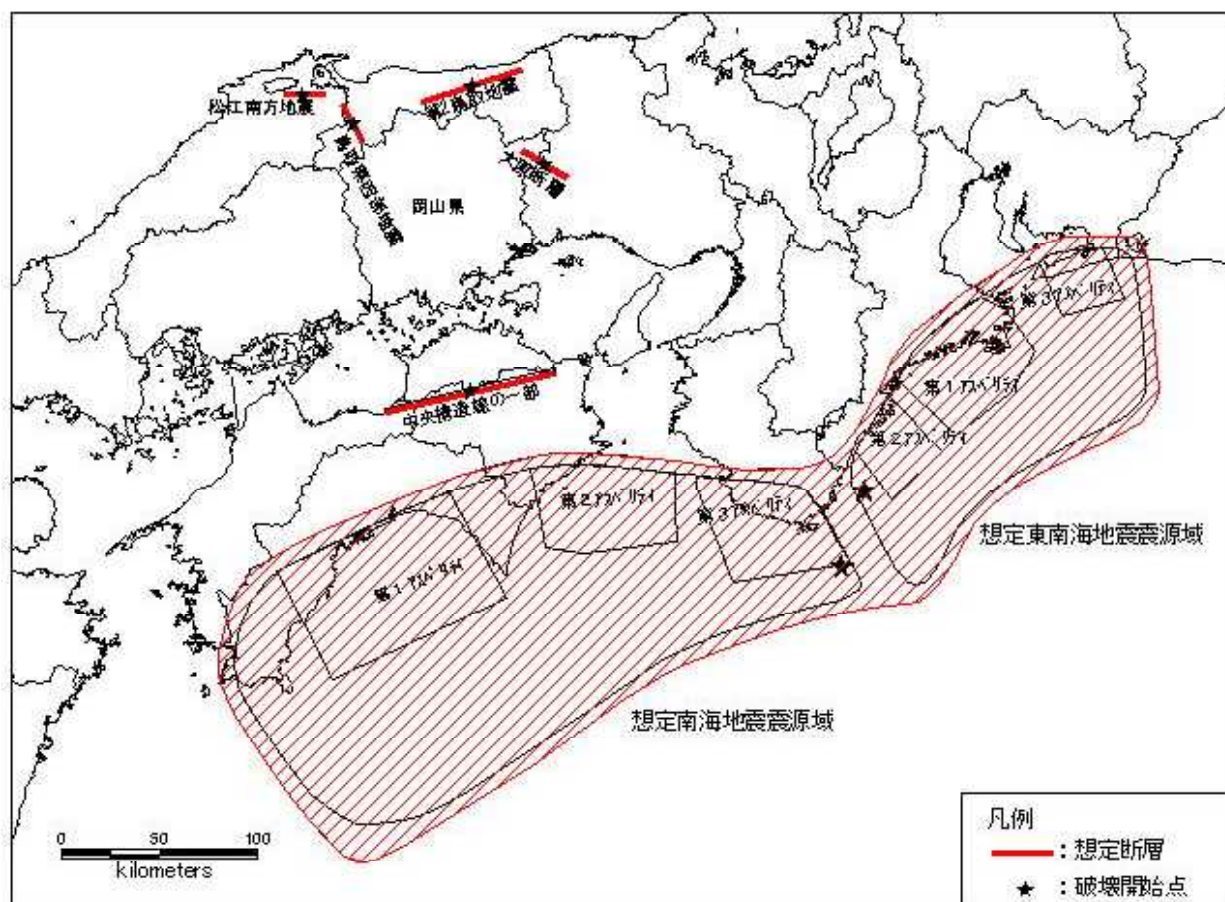
南海地震と東南海地震が同時に発生するM8.6の地震を「南海トラフの地震」と表現しています。

ケースA：季節：冬、時間帯17～19時、風速：8メートル毎秒

ケースB：季節：夏、時間帯13～16時、風速：3メートル毎秒

ケースC：季節：冬、時間帯5～6時、風速：3メートル毎秒

## 想定地震の震源域位置図



(注) アスペリティとは、プレートが通常は強く固着しているが、ある時に急激にずれて（滑って）地震波を出すところです。

### 出典

「人的・物的被害想定結果」及び「想定地震の震源域位置図」は、岡山県地域防災計画（震災対策編 平成18年2月岡山県防災会議）による。

## 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標

### (1) 住宅

区 分	現状の耐震化率 (平成17年度末)	目標の耐震化率 (平成27年度末)
住 宅	67%	90%

### (2) 特定建築物\*1

区 分	現状の耐震化率 (平成17年度末)	目標の耐震化率 (平成27年度末)	
多数の者が利用する建築物*2 (耐震改修促進法第6条第1号)	1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物 県・市町村の庁舎、警察本部、警察署で地域防災計画等で定めるもの	48%	100%
	2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物 公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等で地域防災計画等で定めるもの	50%	80%
	3 不特定多数の者が利用する建築物 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店等で法の指示対象建築物	61%	80%
	4 その他の建築物 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	69%	80%
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第6条第2号)	70%	85%	

\*1 特定建築物は、耐震改修促進法で用途・規模が定められています。別紙1参照

\*2 多数の者が利用する建築物の区分は基本方針の区分によります。別紙2参照



### 3 県が所有する建築物の耐震化の目標

岡山県建築物耐震対策等基本方針に基づき、前記耐震改修等の目標を達成するため、県が所有する、区分1及び区分2の建築物について、次のとおり、耐震化率の目標を設定します。

区分1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物

目標の耐震化率（平成27年度末）・・・100%

区分2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物

目標の耐震化率（平成27年度末）・・・85%

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

県及び市町村は、このような建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むこと、さらに県は市町村の取組を促進することとします。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く県民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

（1）補助制度の概要（平成18年度の事業概要であり、今後変更する場合があります。）

区分		事業名	対象建築物	補助率		
				国	県	市町村
耐震診断 ・補強計 画等	木造住宅	木造住宅耐震診断事業 専門家による耐震診断等事業に助成 (簡易診断・一般診断・精密診断)	昭和56年5月以前 の一戸建て住宅	1/3	1/6	1/6
	戸建て住宅	戸建て住宅耐震診断事業 知事指定事務所による耐震診断等事 業に助成	木造住宅耐震診断 事業に掲げる以外 の一戸建て住宅	1/3	1/6	1/6
	建築物	建築物耐震診断事業 知事指定事務所による耐震診断等事 業に助成	上記以外の建築物	1/3	1/6	1/6
耐震改修	木造住宅	木造住宅耐震改修事業 耐震改修等事業に助成	昭和56年5月以前 の一戸建て住宅	1/3	1/6	1/6
耐震診断 ・耐震改 修	建築物	緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業 倒壊により道路閉塞を起こすおそれ のある規模の大きい既存民間建築物に 耐震診断・耐震改修に要する費用を助 成する。	昭和56年5月以前 に建築確認を受け て建築されたもの	(県管理道路 の場合) 1/3 1/3 -		
移転	住宅	がけ地近接等危険住宅移転事業		1/2	1/4	1/4

事業により、限度額の設定があります。

( 2 ) 耐震改修促進税制の概要 ( 租税特別措置法等によります。 )

対 象	主な要件等
住 宅	・ 所得税 一定の区域内において、耐震改修に要した費用の 10% 相当額 ( 20 万円を上限 ) を所得税額から控除 ・ 固定資産税 一定の耐震改修工事を行った場合、一定期間固定資産税額 ( 120㎡相当部分まで ) を 1/2 に減額
事業用建築	・ 所得税、法人税 事業者が行う特定建築物の耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事の費用について、10% の特別償却

平成 18 年度の概要であり、今後変更される場合があります。

### 3 耐震改修の実施を促すための環境整備

( 1 ) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

本県では、これまで建築士を対象とした講習会を開催し、「木造住宅耐震診断員」の養成を行うとともに、診断員の登録を進め、その状況がわかるホームページを整備し公表しています。また、一定の調査精度を確保することや報告書の内容を統一できるように「岡山県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成しています。

引き続き、建築物の所有者等が耐震診断を安心して実施できるよう、診断員の養成、登録状況の情報提供等を行います。

( 2 ) 講習会等による普及啓発

( 社 ) 岡山県建築士会、( 社 ) 岡山県建築士事務所協会、( 社 ) 日本建築構造技術者協会 中国支部岡山地区等の県内建築関係団体等と連携し、予想される東南海・南海地震等の規模・被害想定、住宅の耐震化の必要性、重要性を専門家や技術者はもとより、一般の方にもわかりやすく説明する各種講習会を開催し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図ります。

### 4 地震時の総合的な安全対策に関する事項

( 1 ) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されています。このため市町村と連携し改善指導等を行います。

#### ア ブロック塀等の倒壊防止

地震時にブロック塀等が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路を塞ぐことによる避難・救援活動への支障を引き起こすこととなります。このためブロック塀等の倒壊の危険性を県民に周知するとともに、補強方法等の普及徹底を図り、必要に応じ

て改善指導を行います。

#### イ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきによる避難・救援活動への支障が引き起こされることとなります。このため窓ガラス等の破損や落下の危険性を県民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

#### ウ 天井等の非構造部材の安全確認

大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が想定されます。このため建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

#### エ エレベーターの安全対策

エレベーターの緊急停止によるかご内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込めが発生した際の対処方法等について建築物の所有者等及び利用者に周知するとともに、平成18年4月18日に社会資本整備審議会建築分科会から報告された「エレベーターの地震防災対策の推進について」に盛り込まれた既設エレベーターに対する安全性の周知等を行います。

#### オ 家具の転倒防止

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすこととなります。このため身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を県民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図ります。

### (2) 地震発生後の対応

地震により建築物・宅地が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要となった場合は、県及び市町村に被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を講じます。

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

本計画において、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として次のとおり指定し、当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助の充実等によって建築物の耐震化を図ります。

このうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時における多数の者の円滑な避

難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要であるものについては、平成27年度までに沿道の特定建築物の耐震化を重点的に図ることとします。

ア 緊急輸送道路（県及び市町村の地域防災計画に基づき定められたもの）

イ 避難路・避難地（市町村が地域防災計画に基づき指定したもの）

## 6 特定優良賃貸住宅等の活用に関する事項

### （1）特定優良賃貸住宅の活用

住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居が必要となる場合においては、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により、特例として特定優良賃貸住宅の空家への入居を認めるものとします。

#### ア 対象者

耐震改修促進法第8条第3項の規定により認定を受けた耐震改修の計画（同法第9条第1項の規定による変更の認定を受けたときは変更後の計画）に係る住宅の耐震改修を実施する者であって、仮住居を提供することが必要であると認められる者であること。

#### イ 仮住居として提供できる特定優良賃貸住宅

県内に所在する特定優良賃貸住宅で、入居者の募集をしたにもかかわらず3か月以上継続して入居者がなく、例外的に入居者を入居させることについて、知事（中核市が所管する特定優良賃貸住宅については、中核市の市長）の承認を得た住戸であること。

#### ウ 仮住居として賃貸できる期間及び賃貸借の形態

2年を上限とし、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。

### （2）公営住宅の活用

本県においては、特定優良賃貸住宅の設置場所及び戸数が限られていることから、公営住宅法第2条第2号に規定する県営や市町村営の住宅の空住戸の活用をすすめます。

## 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用をすすめます。

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及をすすめるため、次のような取組や啓発事業を積極的に推進します。

### 1 地震防災マップの作成・公表

県は、緊急輸送道路のうち県が管理する優先確保ルートの沿道における揺れやすさマップを平成18年度中に作成し、おかやま全県統合型GIS等により公表します。これにより、沿道の建築物の所有者等の防災意識の高揚を図るとともに、特定建築物の耐震化を誘導します。

市町村は、県が作成する揺れやすさマップ等を活用しながら、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地域の危険度マップの作成に取り組むものとします。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

建築確認を行う県や市、耐震診断等の補助事業を実施している市町では、既に相談窓口を設置していますが、その他の市町村においても防災担当部署等に相談窓口を設置するなど、相談体制を早期に全市町村へ整備します。

これらの県や市町村の相談窓口では、耐震改修工法、費用、助成制度、税制等に関する情報提供を行います。また、県や市町村のホームページを通じて、最新の情報を提供するように努めます。

### 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

県では、これまでの住宅の耐震診断を紹介するパンフレットに加え、住宅の耐震改修事例、家具の転倒防止策等についても、わかりやすく解説したパンフレット等を作成し、住宅の耐震診断等の普及啓発に努めます。

また、市町村や関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関するセミナー・講習会を、住宅月間や建築防災週間等に開催します。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会は、耐震改修を実施する好機であり、あわせて工事を行うことによる費用面でのメリットもあります。

このため、住宅リフォームフェア、住宅セミナー等を通じて、リフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう建築物の所有者やリフォーム事業者に普及啓発を行います。

す。

## 5 町内会等の取組の推進

地震による被害を最小限に食い止めるには、日頃から地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要であり、そのことを含めた地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることから、市町村、NPO等の協力のもと、町内会、自主防災組織等の地域住民の協働による街区防災マップの作成を推進します。

## 6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

### (1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される建築物については、現行の耐震基準及び岡山県建築物耐震対策等基本方針に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底するとともに、住宅性能表示制度の活用等により、より高い耐震性能の住宅が建設されるよう普及啓発に努めます。

### (2) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。パンフレットの配布等により地震保険の普及啓発に努めます。

## 1 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」をいう。以下同じ。）である岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市又は新見市（平成19年度から）は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者に対して必要な指導及び助言を行います。

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

### （1）法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

別紙1のとおり

### （2）耐震診断又は耐震改修の指導・助言、指示、公表の方法

#### ア 指導及び助言の方法

所管行政庁は、特定建築物の所有者に対して、耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や啓発を行います。

#### イ 指示の方法

所管行政庁は、耐震診断や耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を特定建築物の所有者に交付する等により指示を行います。

#### ウ 公表の方法

所管行政庁は、法に基づく公表であることを明確にするとともに、県民に広く周知するため、所管行政庁が県である場合は関係市町村と、市である場合は県と連携し、特定建築物の所有者が正当な理由なく指示に従わなかった旨を、県民局・県民局支局、市役所・町村役場庁舎前掲示板への掲示、県及び市町村の公報への登載、ホームページへの掲載等により公表します。

## 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

1の（2）のウの公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合であって、当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる場合は、当該建築物の所有者に対して、特定行政庁（建築基準法第2条第32号の「特定行政庁」をいう。以下同じ。）である岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市又は新見市（平成19年度から）は、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います。



さらに、当該建築物が、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告やその勧告に係る措置をとるよう命令を行います。

なお、勧告や命令については、知事と市町村長が協議し、耐震診断及び耐震改修を行わないことが、その利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえで危険であることについて周知を図りつつ、実施します。

また、耐震改修促進法に基づく指示等と建築基準法に基づく指導等は、整合を図りつつ行います。

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項

市町村は、地域の実情に応じた耐震診断及び耐震改修の促進のための施策を講じることが重要であり、市町村耐震改修促進計画の策定や地震防災マップの作成を進めることが求められます。

このため、市町村耐震改修促進計画の策定については、所管行政庁である市は耐震改修促進法に基づき指導・助言、指示等を行うこととなるため平成19年度に実施し、その他の市は20年度、町村は21年度までの、出来るだけ早期に実施することが望まれます。

なお、市町村耐震改修促進計画における公共建築物の耐震化目標の設定に際しては、本計画を踏まえ効果的な目標を設定することとします。

県は、市町村耐震改修促進計画の策定にあたり必要な助言・技術支援を行います。

### 2 岡山県建築物耐震対策連絡会議のもとでの本計画の着実な推進

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、もって地震から県民の尊い生命を守るとともに、経済的被害の防止を図ることを目的として設置している岡山県建築物耐震対策連絡会議における目標の達成状況の把握、施策の追加及び見直し協議等を踏まえ、本計画の着実な推進を図ります。

### 3 関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進へ向けて、(社)岡山県建築士会、(社)岡山県建築士事務所協会、(社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等、県内建築関係団体等との引き続きの協力と連携体制を維持・発展するように努めます。

### 4 その他

- (1) 県では、市町村耐震改修促進計画等を踏まえながら、平成21年度末を目途に、本計画に定めた耐震改修等の目標数値等の状況について必要な検証を行います。
- (2) 県は、市町村耐震改修促進計画の策定状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえながら、5年後を目途に目標等を見直しすることとします。
- (3) 本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めます。

## 特定建築物（耐震改修促進法第6条）

用途		特定建築物の規模要件 （努力義務（法第6条）並びに指導及び助言（法第7条第1項）の対象）	指示（法第7条第2項）の対象となる規模要件	公表（法第7条第3項）の対象
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積も含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積も含む	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第6条第2号）		500㎡以上かつ一定の数量以上	500㎡以上	
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が本計画第2章の5において指定された道路に接する建築物（法第6条第3号）		左記用途に該当する全ての建築物		

公表（法第7条第3項）の対象：正当な理由が無く、指示に従わなかったとき、公表の対象となる。

## 岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要

平成8年8月策定

平成16年5月一部改訂

## 1 建築物単体の耐震対策

個々の建築物の耐震化については、既存のもの及び今後建築されるものについて、次の考え方を基本とする。

建築物区分		既存のものなど( 1 )	今後建築されるもの
防災拠点となる公共建築物	1. 災害対策本部等を置くもの (具体例)庁舎、警察本部、警察署等	平成20年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて改修計画を策定し、平成25年度を目途に改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 (1.25倍) ライフライン遮断時の自立機能を確保する。
	2. 避難施設等となるもの (具体例)公立学校、病院、体育館等	平成25年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて速やかに改修計画の策定と改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 (1.1倍)
その他の建築物	3. 不特定多数の者が利用するもの( 2 ) (具体例)百貨店、劇場、ホテル等	建築物の所有者から耐震診断等の計画を個別に聴取し、耐震診断と改修を指導する。	現行の耐震基準に基づき設計する。
	4. その他 (具体例)住宅等上記以外	耐震診断の重要性について、一般的な普及・啓発を実施する。	現行の耐震基準に基づき設計する。

- 1 建築確認を昭和56年5月31日以前に受けて建築されたもの及びそれ以後のピロティ形式や壁、窓の配置が偏っているもの。
- 2 3階以上かつ延べ面積2,000㎡以上のもの。

## 2 面的な建築物の耐震対策

老朽木造建築物密集地などの、面的な建築物の耐震対策について、考え方の基本を示す。

## 3 広域的な地震被害への耐震対策

地震発生直後の広域的な被害に速やかに対応して、二次災害を防止するための対策について、考え方の基本を示す。

## 4 建築物耐震化等に関する支援体制の整備

建築物の耐震化を円滑に推進するための技術者の支援体制の整備について、考え方の基本を示す。

## 5 建築物耐震化等に関する普及・啓発

建築物の耐震化に関する知識等の県民への普及・啓発について、考え方の基本を示す。

## 6 天井等二次部材に関する耐震対策

避難施設として指定され、また使用要請を受ける可能性の高い公共施設の二次部材の耐震対策を計画的に推進するため、二次部材に関するチェックリスト及び対策方法を定める。